

商 学 研 究 科

平成 26 年度

(課程修了による)

朱 愷 雯

学位論文審査結果の報告書

氏 名 朱 愷雯

生 年 月 日 昭和61年9月8日

本 籍 (国籍) 中国

学位の種類 博 士 (商 学)

学位記番号 第 1 5 号

学位授与の条件 学位規程第 5 条該当
(博士の学位)

論 文 題 目

中小企業会計の構造と展開に関する研究

審 査 委 員

(主 査)	浦崎直浩	
(副主査)	山口忠昭	
(副主査)	和田博志	
(副 査)		
(副 査)		

論文内容の要旨

本論文は、大企業向け会計基準の適用が義務づけられていない中小企業を対象として、企業規模・資金調達・事業内容等の企業属性に合わせた段階的かつ重層的な会計制度を構築する意義を解明し、中小企業会計基準の策定はいかにあるべきかを検討したものである。かかる理論的検討を踏まえ、経済社会における中小企業の財務諸表に対する信頼性保証の問題に言及し、さらに中小企業が任意で公表する非財務情報の開示に関する問題を考察している。すなわち、本論文は、中小企業の会計制度について、その理論構造の解明、財務諸表に対する保証業務のあり方の検討、統合報告を見据えた非財務情報の開示に関する考察という3つの観点からまとめられた体系的な研究であるといえる。本論文は、序章と終章を除き、次の6章から構成されている。

第1章「中小企業会計の意義と変遷」は、中小企業の定義を明らかにし、中小企業の会計の重要性を明確にし、中小企業会計の変遷について述べられている。中小企業の定義については、従業員数や売上高で規定されることが多いが、基準設定主体によって定義も異なっている。しかし、このような量的基準を持って大企業と中小企業を区別しても、業種や取引慣行の差異によって、中小企業の定義を一律に規定することは困難であるため、中小企業の会計を検討するために、中小企業の特性を明らかにする必要がある。大企業と中小企業の企業属性における根本的な差異として、内部統制機構の整備、所有と経営の分離の状況および企業におけるステークホルダーの3つの差異をあげている。本研究は、このような量的基準と質的基準を満たす企業を中小企業として定義づけ、これに当てはまる会計基準の策定が必要であることを明確にした。

さらに、第1章では、IASBが「中小企業版IFRS」を公表する経緯を解明している。IASBが中小企業の会計に関心を示し、研究プロジェクトを立ち上げたのは1998年であった。2009年7月に、「中小企業版IFRS」は単独の基準書として公表された。それを受けて、日本は、2002年から中小企業の会計に関する本格的な議論を開始し、2005年8月に、「中小会計指針」を公表し、さらに、2012年2月に「中小会計要領」を公表した。他方、中国においても、2004年4月に小企業会計制度を公表したが、その実施状況は芳しくないことがあり、また、「中小企業版IFRS」が公表されたことを受けて、2011年に「小企業会計準則」を公表した。

第2章「中小企業会計制度設計の基礎と現状」は、会計理論または会計原則の基本的前提である会計公準と会計制度設計の条件を解明し、中小企業の会計基準が策定される基礎的理論を検討した上で、アメリカ等諸外国における会計制度設計の現状を浮き彫りにしている。本論文では、中小企業に大企業と同じ会計公準の理論的前提があることが述べられているが、中小企業に大企業とは異なる会計制度を適用する根拠は、会計制度設計における「場」、「関係者」および「目的」という3つの条件に相違が見られることを理由としていることが明らかにされている。そのような基礎的理論に依拠しつつ、本論文は、アメリカ、日本、中国等諸外国における会計制度設計の現状を解明することにより、中小企業の会計基準はいかにあるべきかを検討しようとした。とりわけ、中小企業会計基準の編成方法として、大企業向け会計基準を簡素化することによって中小企業向け会計基準を形成するトップダウン・アプローチと、中小企業の属性から出発し、中小企業に固有の会計基準を形成するボトムアップ・アプローチが取り上げられている。各国の会計制度の現状を見れば、IFRSのアドプションの流れの中で、各国は、中小企業と大企業との属性の相違を認識し、中小企業の経営にとって実務上の適用可能性があるボトムアップ・アプローチを重視しているといえる。

第3章「中小企業会計の概念フレームワーク」は、中小企業会計の概念フレームワークの内容を検討し、その特徴を明らかにしたものである。概念フレームワークは、会計基準の基礎と

なるものとして、会計公準の性格を持つものであると見てよい。ここで、まず、武田学説を援用して、概念フレームワークの設定に関する特徴を解明している。そして、IASBが公表した「中小企業版IFRS」とAICPAが公表したFRF for SMEsにおける概念フレームワークの内容を検討している。両基準とも概念フレームワークの構成に当たっては、財務報告の目的を最初に明確にし、その目的を支える会計情報の質的特性を取り上げ、財務諸表の構成要素および認識・測定に関する規定を定めるような機能論的アプローチを採用していることを明らかにしている。日本の中小企業の会計基準は概念フレームワークを明示していないが、それに該当する部分として日本の「中小会計指針」と「中小会計要領」、および中国の「小企業会計準則」における認識・測定基準を検討し、その特徴を明らかにしている。

第4章「中小企業向け会計基準の内容検討」は、中小企業会計基準の全体像を浮き彫りにするために、「中小企業版IFRS」の他に、AICPA、日本および中国が公表した中小企業向け会計基準の内容を考察し、各国の会計基準を「中小企業版IFRS」と比較することによって、その特徴を明らかにしたものである。次に、日本における中小企業会計制度が整備されている現状を踏まえ、「中小会計指針」や「中小会計要領」の普及、ならびにそれらの基準による情報の開示を考慮した場合に、中小企業の信頼性保証や非財務情報の開示が将来的な研究課題となっている。そのため、第5章と第6章は、中小企業会計の信頼性保証の問題と非財務情報の開示に関して、議論を展開したものである。

第5章「中小企業会計における信頼性保証」は、日本における中小企業会計の信頼性保証制度の必要性を検討することを目的としている。第1章で述べたように、中小企業は大企業とは異なる属性を有している。これらの属性は、中小企業の監査を実施する際に、監査行為に影響を与えるものである。本論文では、これらの影響を斟酌し、債権者保護の観点から、中小企業において会計専門職による外部の保証業務が必要であることが主張されている。

日本においては、現在、中小企業の計算書類の信頼性を担保するための保証制度として、会計参与制度と書面添付制度がある。しかし、この2つの制度の適用状況は極めて低いという問題がある。このような状況を踏まえ、かつ、中小企業の会計制度が整備されてきた現状を受けて、日本において、新たな中小企業の信頼性保証制度を構築する必要がある。第5章は、中小企業会計の信頼性保証に関する議論の基礎的資料を提供するために、IFACによる小企業監査に対する特別な考慮事項を取り上げ、そして、カナダの「小企業の監査」とオーストラリアの監査指針第3号「小会社の財務報告書の監査」の内容を検討している。

第6章「中小企業における保証モデルの類型的検討と外部報告の動向」は、第5章で検討した中小企業会計の信頼性保証の問題を踏まえて、武田学説による監査制度の構図に依拠し、現行の会計制度に対応した中小企業の信頼性保証の類型的モデルを提示したものである。本論文は、中小企業の信頼性保証業務が中小企業の会計と同様に、企業の経営者と財務諸表の利用者の両方の要求を考慮しながら、企業に適した規模別の監査制度を設定する必要があると主張している。このように、監査基準および国際監査基準（ISA）が大企業に適用され、レビューは中規模企業に適用され、また、小規模企業に対しては、コンピレーションのような非保証業務が適用されることが適切であるとみている。また、情報の開示に伴うもう1つの問題として、第6章では、GRI（Global Reporting Initiative）が2014年5月に公表した「中小企業のサステナビリティ報告」と昭和電機株式会社が公表した2014年度の統合報告書を取り上げ、その内容を検討することにより、中小企業における非財務情報の開示の実施可能性とその効果を考察している。

以上の要約から理解できるように、本論文は、中小企業会計の理論構造を解明し、その理論的展開について中小企業の財務諸表に対する保証業務という観点から検討し、さらには中小企業が任意で行う非財務情報の開示の問題についても言及した体系的かつ総合的な研究であるといえる。

論文審査結果の要旨

企業会計制度に関する研究は、伝統的に制度会計の枠組みの中で、すなわち、金融商品取引法等の法制度を前提として、投資家保護という観点から上場企業を対象に展開されてきた。その理由は、株式会社の総数に占める上場企業の割合は僅少であるにもかかわらず、上場企業の経済活動が国民経済の大部分を占めているからである。そのような状況の下では、非上場の中小企業の利害関係者はもっぱら銀行等の債権者であり、企業会計原則や税法基準を適用して会計処理が行われてきたという実態を加味すれば、中小企業の外部報告にかかわる問題をことさら議論することはなかったと考えられる。

しかし、近年、経済環境の急激な変化に伴って、国民経済全体を活性化するためには、中小企業会計の基盤強化を通じて企業活動の活性化を図ることが必要であると認識されるようになり、中小企業向け会計基準の設定および整備が急務であると強く指摘されるようになってきた。その理由は、公的説明責任がなく規模的にいえば中小規模の企業 (small and medium sized entities; SMEs) にとっては、上場大企業向けの会計基準は、加重なコスト負担となり、また税務会計志向の会計処理に対するニーズがあることから、その適用の合理性や妥当性が積極的には認められないという点にある。

また、周知のように、経済のグローバル化を背景として国際財務報告基準を内国の基準として導入し、上場企業に対する会計基準の国際的な統合が進展してきた。他方、非公開の中小企業の会計制度においては、上述の理由から国際財務報告基準の直接的あるいは間接的な影響を回避するために、国際財務報告基準を内国化した会計基準から分化し、ローカルな制度条件を斟酌した会計基準を設定しようとする動向が各国で観察されている。すなわち、日本をはじめ諸外国においても、国際財務報告基準導入の問題を契機として、中小企業に固有の会計基準の必要性が認識されており、大企業よりも簡素化した会計基準を制度化することにより、「会計制度の二分化」が進行するとともに、各会計制度内部で複数の会計基準が併存し「会計基準の複線化」が進行しているのである。

本論文「中小企業会計の構造と展開に関する研究」は、既述のような会計制度の環境変化を与件としながら、これまで等閑視されてきた中小企業会計の基礎理論の構築に挑戦した研究である。具体的には、中小企業会計の理論構造を解明し、次に利害関係者とのコミュニケーションという観点から情報の信頼性に対する保証業務のあり方を検討し、さらには中小企業の経営者が任意で開示する非財務情報に関する考察を経て、中小企業会計・監査制度の体系化を試みた研究であるといえる。本論文は、次の通り、全体で8章で構成されている。

序章 中小企業会計に関する研究の視座

第1章 中小企業会計の意義と変遷

第2章 中小企業会計制度設計の基礎と現状

第3章 中小企業会計の概念フレームワーク

第4章 中小企業向け会計基準の内容検討

第5章 中小企業会計における信頼性保証

第6章 中小企業に対する保証モデルの類型的検討と外部報告の動向

終章 研究の総括と今後の課題

本論文の意義および学会への貢献は、次のようにまとめることができる。

- ① 中小企業の属性を明らかにし、当該企業属性に基づいた中小企業会計の基礎理論を解明していること

非公開の中小企業は、上場大企業と比較して、所有構造、資金調達、事業内容、内部統制が異なっている。そのため、上場企業の属性を考慮して設定された会計基準には、それを中小企

業に適用する妥当性がないことを明らかにしている。次に、日本、アメリカ、中国、イギリス、オーストラリアにおける会計制度設計の現状を比較することによってその特徴が明らかにされている。さらに、かかる分析を踏まえて、中小企業会計基準設定の方法論として、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを提示し、実務上の適用可能性・実行可能性という観点から後者のボトムアップ・アプローチによる基準設定に合理性があるものと主張される。

② 中小企業会計の概念フレームワークを検討し、それに基づいた個別会計基準の特色を明らかにしていること

日本においては、企業会計原則が期間損益計算に関する事実上の概念フレームワークとして機能してきた。しかし、国際会計基準審議会の中小企業版国際財務報告基準やアメリカ公認会計士協会の中小企業版財務報告フレームワークのような、中小企業向けの概念フレームワークは存在していない。本論文では、それらの概念フレームワークの体系を丹念に吟味し、財務報告の目的、会計情報の質的特性、財務諸表の構成要素の定義と認識・測定という基本構成については、大企業向け概念フレームワークと大きな差異はないが、アメリカの概念フレームワークの体系では測定属性として公正価値が認められていないこと、あわせて個別基準においては減損会計が要求されず測定面で簡素化が行われ、また実務慣行を考慮して税法基準が容認されているなどの特徴を明らかにしている。

③ 中小企業の財務諸表に対する保証業務を類型的に検討し、中小企業の資金調達に関連させた将来の研究課題を明確にしていること

日本における中小企業会計の研究領域において未だ十分な検討がなされていない部分が、財務諸表に対する保証業務のあり方に関する研究である。本論文は、カナダおよびオーストラリアにおける先行研究を踏まえ、中小企業における保証モデルの類型的検討を行っている。検討の結果として、中小企業を中企業と小企業に分け、中企業に対してはレビュー業務を、小企業に対してはコンピレーション業務を提供することが妥当であると結論づけている。

以上、本論文の学術的意義と貢献を三点に要約したが、それらの結論を導く研究のプロセスにおいては内外の先行研究を十分に渉猟し、また研究の中核となる外国文献についてはそれを日本語に丹念に翻訳することで本論文における提題の背景を深く分析するとともに、それを踏まえた問題解決のアプローチを提示していることは高く評価されるものである。また、中小企業の財務諸表に対する保証業務の類型的検討および統合報告に関連させた非財務情報の開示に関わる問題は、今後の制度化を見据えたときに、その議論に資する十分な意義を有しており、学術的な貢献も高く評価されるものである。また、口頭試問においては、中小企業会計の理論構造、中小企業会計のための概念フレームワークの必要性および設計のスタンス、中小企業会計における収益費用アプローチの論拠、小企業と中企業の区分の基準等を中心に質疑を行い、学位申請者からは的確な回答が得られた。

最後に、本論文を研究の方法論という観点から評価するならば、本論文は、会計制度の分析、当該分析に基づく問題（研究課題）の抽出、当該問題を解決するための方法の選択、当該研究方法を適用した結果の吟味・検証という科学一般に求められる研究のステップを踏襲しており、課程博士論文として必要な水準にある。ただし、本論文は会計実務に生起している現実の会計問題を解決するための基礎理論研究であり、本論文の研究の提題に対して学説研究に基づく論証という方法で研究を展開している。その意味で、本論文で得られた結論は、現実のデータを用いた実証が待たれるところである。しかしながら、そのことが本論文の価値を損なうものではなく、むしろ中小企業会計・監査に関する研究に対する将来の学術的貢献が期待されるものである。すなわち、将来、それらの課題を遂行することにより、中小企業会計の理論体系が精緻化され、会計現象に対する説明能力が補強されるものである。

以上の学術的評価を踏まえ、本論文は、博士（商学）の学位を授与するに値する研究として評価するものである。